

## 2026年度（令和8年度）事業計画書

### ～公益財団法人がんの子どもを守る会～

#### 1. 事業計画検討の前提～当会を取り巻く状況

2026年度（令和8年度）の事業計画策定に当たっての前提として、当会を取り巻く外部環境や当会の現状を以下のように整理・認識している。

##### （1）外部環境

###### ①がん対策推進基本計画

国の「がん対策基本法」に基づき、2023（令和5）年3月に「第4期がん対策推進基本計画」が閣議決定され、同年4月より施行されている。これに先立ち当会は、患者・家族・経験者の有志による「小児・AYA世代がん対策提言のためのワーキング・グループ」を組成しその事務局として要望書を取りまとめ、2022年5月に厚生労働省及び文部科学省に対し提出した。また、2023年度には各自治体宛てにも要望書を提出している。現行の「第4期がん対策推進基本計画」は、本年8月頃に中間評価が行われ、その後、2027（令和9）年10月頃より第5期計画策定に向けた議論が開始され、2029（令和11）年3月末に閣議決定される予定となっている。

###### ②小児・AYAがん全般の動向

小児・AYAがんを取り巻く環境は少しずつ改善されてきているものの、全体としては長期フォローアップ体制の整備、長期フォローアップロスの低減、ドラッグ・ラグ解消、付き添い環境の問題、高校教育も含めた患児への適切な教育機会の提供等、また医療・福祉、教育、就労（親も含めて）、経済的問題など多様かつ各ライフステージにあわせて解決していかなければならない問題は引き続き多い。公益目的事業として「小児がんに関する総合サポート事業」を掲げる当会として、これら多くの課題に対してそれぞれのニーズに合わせた支援の在り方を検討し継続して取り組んでいくことが必要である。

また、長期的な少子化の動向から、拠点病院を核とした小児がん医療体制の一層の集約化の方向が想定され、東京、大阪における患者家族のための宿泊機能のニーズはより増加していくと考えられる。

###### ③その他の関連する社会動向

ア) こども家庭庁が取り組んでいる療養を必要とする患児・家族のための様々な機能を持った施設・事業に対する支援事業（「こどもホスピス支援モデル事業」）については、宿泊機能を持った総合支援センターであるペアレンツハウスを運営し、また様々な支援活動を行っている当会は、同行や関連自治体との連携を図り情報を収集していくことが必要である。

イ) 当会は、昨年度中に以下の要望書提出や意見発表を行っており、これらの課題についても引き続きフォローしていく必要がある。

- ・ 今後の障害者雇用促進制度に関し、昨年11月に一般社団法人全国がん患者団体連合会（全がん連）と連名で厚生労働省宛てに小児・思春期がん患者の就労実態の改善に関する要望書を提出

- ・ 昨年 10 月に、内閣府規制改革推進会議の下部組織「健康・医療・介護ワーキング・グループ」において、小児がんの研究の促進のため、がん登録等の推進に関する法律第 20 条によって提供される情報の利活用促進・還元について意見発表

#### ④公益法人制度改革

2025 年 4 月の「公益社団法人及び公益財団法人の認定等にかかる法律」の一部改正にともない、当会としても「新」公益法人制度への対応が必要となる。具体的には公益充実資金の創設、自律的ガバナンスの充実・強化、会計制度見直しへの対応等が求められており、適正に対応していく必要がある。

#### ⑤その他の項目（リスク）

近年日常的に報道されているサイバーリスクについて、当会も十分に認識する必要がある、IT システムの整備や職員・支部も含めたリスク対応へのセンスを磨いていく必要もある。その他、詐欺的勧誘メールへの対応等も同様である。

また、異常気象による暴風、豪雨、猛暑、寒波等へのイベント時の対応、アフラックペアレンツハウス利用者対応にも安全第一で弾力的な運用も必要である。あわせて、感染症の流行にも引き続き留意していく必要もある。

### （2）当会の内部状況

#### ①2026 年度特に取り組む必要のある事業について

##### a：がん対策推進基本計画のフォロー

前述のとおり第 4 期がん対策推進基本計画は既に 3 年目を迎え、2026 年には国としての中間評価の議論が予定されている。当会としても既に提言している要望書等を踏まえ、国及び地方自治体のがん対策推進の推進状況を把握しフォローするとともに、第 5 期がん対策推進基本計画への新たな提言等への対応を準備していく必要がある。

##### b：長期フォローアップへの対応（「小児がん経験者の健康管理促進事業」）

2020 年度から取り組んできている「小児がん経験者の健康管理促進事業」を、引き続き地道に推進し幅広く展開を図る必要がある。2026 年度は当会 HP の見直しにあわせて、「みんなの健康管理サイト」の内容も見直し更新したうえで、社会への周知・訴求力を強化していきたい。

##### c：各種交流会・支援活動の拡充

当会の中核的事業の一つとして、相談会や家族交流会、経験者支援活動、親の会支援活動、きょうだい支援活動等を行っている。当会活動の広がりをさらに拡大するためにも、また患者及び家族への必要な支援を強化する意味でも、これらの各種相談・交流会・支援活動の継続とともに拡充の検討も必要である。なお、これまでの経験も踏まえ見直し・追加が必要な支援事業については、より良い支援プログラムを目指した見直しも検討する。

##### d：支部との連携・情報共有の取組

支部の存在とその活動は当会の基盤をなすものである。支部の個別事情はあるものの、支部活動は引き続き盛り上がってきており、各地域における支部活動の一層の活性化が期待される。これに伴い、本部・支部間、支部同士の情報共有やコミュニケーションを一層密にして支部が抱える悩み・問題点を認識・整理しアドバイスしていけるような本部の体制の工夫・検討も必要である。

e : 広報活動、寄付活動

患児・患児家族のニーズの変化、SNS等ツールの多様化等も進んでおり、ホームページ見直しも含め、SNS活用、新しい情報発信ツール等により広報活動もある程度レベルアップしてきている。ただ、社会の変化も早く、広報ツールの在り方／手法の見直し・再整理は引き続き必要であり、当会の活動・存在をより認識してもらうよう継続して検討見直しを図っていく必要がある。

②アフラックペアレンツハウスへの取り組みへの注力

アフラックペアレンツハウス（3カ所）（以下、「ハウス」という。）については、当会の患者・家族支援の中心的な拠点との位置づけは変わらない。着実に宿泊機能を提供するハウスの基本機能に留まらない総合支援センターとして活用し、如何に有効利用・活性化していくかは継続的な課題である。当会がハウスの運営を始めて四半世紀近くが経つことを機会に、昨年度は年次大会のテーマでハウスを取り上げており、その中で課題となった各テーマにつき、できることから順次、そして計画的に実行に移していきたい。

また、そのハウスの在りようを常に考えるマンパワー、安定的に運用するためのマンパワーの確保、教育は重要なテーマであり、特に欠員がでている職種での要員確保は喫緊の事項であり、継続して対応していく必要がある。

③会の運営基盤・組織について（事業継続性の担保）

当会が、事業計画に基づき今後も患児・家族及び経験者への支援活動を、継続的かつより積極的に推進していくために、運営基盤を強化していく必要がある。昨年度はIT関連で基盤システムリライト、パソコンのWindows11への切り替え、IT関係の一元管理によるセキュリティアップ等を実行した。また、一昨年度に一部外注化した経理業務の安定的運営にも留意していく必要がある。

あわせて中核となる職員の要員確保・研修にも注力したい。更に、職員が気持ちよく仕事に取り組めるように、運営面での配慮やハラスメント研修等も実行してきているが、引き続き運営面、制度面での見直しも含め、きめ細かく対応していく必要がある。

## 2. 事業計画の基本プラン

**考え方：基本事業を確実に遂行しつつ、事業基盤を引き続き強化し、必要とされる新しい支援の形も検討し、将来の事業展開にも繋げていく。**

**また、2025（令和7）年度の改正公益認定法を踏まえた体制を構築し、公益法人としての事業継続性を確保する**

- (1) 小児・AYA がんの患児・家族のための当会の基本事業を確実に遂行する
- (2) 支部等への支援及び連携強化
- (3) 環境の変化にあわせた事業への見直しや新しい形の支援を検討する
- (4) 広報・啓発活動等による小児・AYA がんにかかる情報の発信力を強化するとともにニーズの把握にも努める
- (5) アフラックペアレンツハウス（総合支援センター）等運営の安定化及び活性化の工夫
- (6) 改正公益認定法を踏まえガバナンス強化や会計基準変更に対応した堅実な体制を構築し、その組織を運営する十分な要員を確保して公益法人として事業継続性を確保する

## 3. 事業計画

### I.公益事業

#### (1) 小児がん・AYA がん患児・家族のための当会の基本事業を確実に遂行する

##### A.相談事業（交流会や支援活動を含む）

個別の相談いわゆるケースのみならず相談会、家族交流会、経験者支援活動、親の会支援活動、きょうだい支援活動ほかの各種支援関連事業を推進する。

##### ① 相談事業

専門医や関係機関とも協力しつつ、専任のソーシャルワーカーによる医療面及び生活面等の相談事業を推進する。

##### ② 相談会の開催

患児・患児家族、経験者が個別に専門医に相談できる機会を設ける（年4～5回程度）。

##### ③ 小児がんの親など家族の交流会の開催

###### a.子どもを亡くした家族の交流会の開催

子どもを亡くしたご家族の交流や分かち合いの場の提供を目的として、ソーシャルワーカー同席のもと、ご家族が集う交流会等の開催を継続する。

###### b.小児がんの親のオンライン交流会

ピアサポーター研修を修了した親の協力のもと、オンライン交流会を開催する。

##### ④ 小児がん親の会への支援活動

###### a.小児がん親の会への活動支援

全国の病院内や疾病別に活動している小児がん親の会に対して、情報提供や設立支援等を行うとともに活動資金の一部助成（公募）を実施する。

- b. 「全国小児がん親の会連絡会」の開催  
全国の小児がん親の会が情報の共有を図る場である「全国小児がん親の会連絡会」を開催する。
- ⑤ ピアサポーター研修の実施  
小児がん経験者・家族に対して、ピアサポーター研修を実施する。
- ⑥ 小児がん経験者への支援活動
  - a. 小児がん経験者への活動支援  
各地で活動する小児がん経験者の会や小児がん経験者自らが企画・実施する活動に対して支援を行うとともに活動資金の一部助成（公募）を実施する。  
これに加えてこれまでのスマートムンストーン（SMS）キャンプの経験を活かして、2026年度新たに小児がん経験者の会や小児がん経験者自らが企画・実施するキャンプ企画に新たに活動助成をする。
  - b. 小児がん経験者交流の場「さばかふえ」  
2023年度より新たに始まった小児がん経験者のオンライン交流会「さばかふえ」は、広く小児がん経験者が誰でも参加できる交流の場として継続する。また、2024年度より派生的に実施しているアピアランス部「パジャマナイト」も継続する。  
なお、2025年度よりテーマを設けない自由なオンライン交流会「さばかふえジュニア」（10代くらいまでを対象、小児がん患児も対象）を実施しており、これも継続する。
  - c. 「小児がん経験者の会リーダーの集い」の開催  
小児がん経験者の会のリーダーや、これから会を立ち上げようとしている小児がん経験者の会のリーダーが情報共有を図る機会を提供する。
  - d. 小児がん経験者夏のハウス宿泊イベントの実施  
小児がん経験者支援の一つとして、昨年度実施したハウスを利用した一泊二日のキャンプを実施する。小児がん経験者同士の出会いと交流の場として継続していきたい。
  - e. 小児がん経験者の自立就労支援  
治療終了後、成人期に様々な身体的晩期合併症や心理的社会的な課題を抱える小児がん経験者が存在する。これまでも相談という形での支援を行ってきているが、2026年度は小児がん経験者の長期的な自己実現を目指し、自立や就労の支援をより踏み込んで行う。具体的には、個別相談や交流会、亀戸ハウスを利用した自立支援、行政への働きかけ等を想定している。
- ⑦ きょうだいへの支援活動
  - a. きょうだいの交流会「てんとうむし」「Sib-Ring Time」の開催  
小児がんの子どものきょうだい同士が、想いを語り合い、分かち合い、同じ立場の人がいるという繋がりや安心感が持てる場として交流会「てんとうむし」を継続実施する。  
また、2022年5月に小児がんの子どものきょうだいのオンライン交流会としてスタートした「Sib-Ring Time」も継続実施する。
  - b. きょうだい夏のハウス宿泊イベントの実施  
きょうだい支援の一つとして昨年度実施したハウスを利用した一泊二日のキャンプを実施する。きょうだい同士の出会いと交流の場として継続していきたい。

#### ⑧ LINE による小児がんこども相談室

2015年に始めた「小児がんこどもでんわ相談室」については、小児がん経験者やきょうだいたちからの声も反映して2025年より公式LINEに移行して実施している。対象は10代までのこども、中高生をメインターゲットとして小児がんのこどもだけではなく、きょうだいやともだち、一般のこどもからの相談も受け付けており、継続実施する。

#### B. 療養援助事業

療養に伴う家族の経済的負担の軽減を目的とする援助事業を継続実施する。公募により募集し療養援助委員会による審査、理事会審議を経て助成金を支給する。本事業は当会設立時より行っている中核的事業の一つであり、病状や経済的・社会的に困難な家庭により手厚い助成を行うという趣旨を踏まえ、常に効果を検証しつつ事業を継続する。また、より助成が必要な家族に支援が届くように審査にかかる内規も昨年度見直し済みであり、当該事業をより周知していきたい。

#### C. 研究助成事業（旧治療研究助成事業）

小児・AYAがんに対する早期の適切な診断、治療成績の一層の向上と晩期合併症等の軽減と治療、トータルサポートによるより良い療養環境の実現に寄与する研究等に対し、公募による募集と研究助成委員会による審査、理事会審議を経て助成金を支給する。なお、「小児がん経験者に関する研究」及び「小児がんに関するトータルケアの研究」等の当会ならではの研究分野への支援強化を検討し、2024年度より事業名称を「がんの子どもを守る会研究助成」として実施している。公益事業に掲げる小児がんに関する総合サポート事業に直結する事業の一つであり、2026年度は予算も大幅に増額して取り組む計画である。

#### D. 海外留学助成事業

小児・AYAがんに関わる医療職の海外留学希望者に対し、2年毎に留学費用の一部を助成する事業を継続実施する。2026年度は募集・派遣実施の年であり、（一社）日本小児血液・がん学会教育研修委員会にその選定を委託し実施していく。なお、2024年度は同委員会による選定評価を踏まえ2名への助成を実施している。

### （2）支部等への支援及び連携強化

支部活動がスムーズに運営されるように支部に対する丁寧なサポートを行い、あわせて本部/支部間の連携をとりながら支部活動がやりやすい環境作りを構築する。

#### ①支部と本部の連携強化

支部活動を円滑に実施するため、本部は支部活動の支援協力を支部目線で行うとともに、支部活動に必要な資金の援助を実施する。支部実態にあわせて資金のみならず幅広くきめ細かくサポートできるように心がける。

#### ②相談会、交流会の開催

地域のニーズに合わせた相談会、交流会を開催し、各地域での患児・家族と医療関係者との間でのコミュニケーションを深めるとともに、地域の実情に応じた諸問題に対応する。

### ③国際小児がんデー（ICCD）における啓発活動

CCI（国際小児がんの会：親の会等の国際組織）、SIOP（国際小児がん学会）等と協働して推進している毎年2月15日の国際小児がんデー（ICCD）の活動について、2026年度も本部・支部が一体となり、また自治体、各病院の協力のもと小児がんの啓発活動を盛り上げていく。前年度の経験も踏まえ、本部事務局、支部、一般支援者と連携してスムーズな運営ができるように工夫したい。

### ④支部連絡会の実施

支部と本部の情報共有、各支部間での情報交換、各支部での日頃の運営・活動に関する問題点の共有やその解決策の検討を行うために、定期的に支部連絡会を実施する。

今年度は既に支部連絡会の開催時期が決定（6月、10月）しており、内容等を一層充実させたい。

### ⑤グローバルゴールドセプテMBERキャンペーン（GGSC）への参画

毎年9月に世界中の小児がん団体が「小児がん啓発月間/Childhood Cancer Awareness Month」として、様々な活動を行っている。日本では2021年より日本小児がん研究グループ（JCCG）の呼びかけがあり、当会も歴史的遺産や象徴的建物等をゴールドでライトアップする「Global Gold September Campaign」に協力してきている。2025年度は支部での活動範囲もさらに広がっており、2026年度も引き続き各支部と連携のもと当該活動を実施していく。

## （3）環境の変化にあわせた事業への取組及び見直しを推進する

### ①がん対策推進基本計画について

前述の通り、現行の「第4期がん対策推進基本計画」について、2026（令和8）年8月頃に中間評価が行われ、その後、2027（令和9）年10月頃より第5期に向けた議論が開始、2029（令和11）年3月末に第5期が閣議決定される予定となっている。

当会では、2021（令和3）年4月に組成した小児・AYA世代がん対策政策提言のためのワーキング・グループがまとめた要望書を、2022（令和4）年5月に厚生労働省及び文部科学省に提出、その後2023（令和5）年には全国自治体に対して提出している。2026（令和8）年は、第5期に向けた要望活動を開始する時期にあたり、第4期の進捗を踏まえながら小児・思春期がん患者家族の抱える問題意識を改めて整理し、国及び地方自治体のがん対策推進状況をレビュー・フォローするとともに、国の中間評価も参考に第5期に向けた今後の政策提言に向けて活動を進めていく。

### ②長期フォローアップにかかる事業（「小児がん経験者の健康管理促進事業」）

2020年度から2022年度までの3年間にわたり、一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）の助成（公益財団法人日本対がん協会経由）事業として実施した「小児がん経験者の健康管理促進事業」を当会の事業として継続し、小児がん経験者の会等のイベント、他団体との協働イベント等を通じ地道にかつ継続的に実施していく。また、当会のホームページ上の関連サイトの見直し等も行い、当該事業の重要性も発信していく。

### ③2026年度実施する支援事業・助成事業における新しい事業への取り組みや拡充

環境・ニーズ等の変化も勘案し2026年度は以下のとおり支援事業・助成事業で新しい事業の取り組みや拡充を行う計画である。（一部再掲）

- ・新たに小児がん経験者の会や小児がん経験者自らが企画・実施するキャンプ企画に別途活動支援を計画する。
- ・小児がん経験者の長期的な自己実現を目指した自立や就労の支援への取り組み。
- ・ペアレンツハウスを活用した経験者・きょうだい支援のキャンプ等への取り組み。
- ・研究助成事業における予算増額。

#### ④ その他の社会活動

前述のとおり以下のテーマ・動向についても、当会として関心を持ってかかわっていく。また、他の患者団体等も様々な要望活動等も行っており、政策動向も認識しながら社会提言についての意識を高めていきたい。

- ・ こども家庭庁「こどもホスピス支援モデル事業」への対応
- ・ 昨年 11 月に今後の障害者雇用促進制度に関し、一般社団法人全国がん患者団体連合会と連名で厚生労働省宛てに小児・思春期がん患者の就労実態の改善に関し要望書提出
- ・ 昨年 10 月に内閣府規制改革推進会議の下部組織「健康・医療・介護ワーキング・グループ」において、小児がんの研究の促進のため、がん登録推進法第 20 条によって提供される情報の利活用促進・還元について意見発表

### (4) 広報・啓発活動等による小児・AYA がんにかかる情報の発信力を強化するとともに ニーズの把握にも努める

サポートを必要とする小児がん・AYA がんの患児・家族へより当会の情報がより届くように、従来からの情報発信を継続するとともに、広報力アップを目指し、媒体も含め検討推進する。

#### ① 冊子・ガイドライン・広報誌の発行

患児及びその家族、医療従事者及びその他の関係者を対象に、小児がん医療及び療養生活に有用で分かりやすい冊子、ガイドライン等の資料を継続して発行/改訂する。

広報紙（のぞみ）も会員、医療機関、行政、寄付先を含む企業等に対しての当会の情報発信の重要なツールであり、継続して発行に努める。

#### ② チラシ・ポスターの作成

ポスターについては、2025 年秋の支部連絡会などでの検討を経て、新たな当会のポスターを作成している。今後も当会の個別事業に関しチラシ・ポスターを作成・配布して、周知・啓発に努める。

#### ③ ホームページ、SNS の活用

当会についての理解を深め、情報発信力を高めるために 2025 年度よりホームページの見直し作業に取り組み、本年 4 月にリニューアル予定である。これに伴い利用者の方にとってより使いやすい・わかりやすい内容としており、必要な情報を適切に届ける仕組みにしている。あわせて、Instagram、Facebook 等の SNS ツールによる積極的な情報発信も行われており、また新たなニュースリリース手法導入も含め広報活動強化・情報力発信に努めていきたい。

#### ④ 2026 年度年次大会の開催

前述の通り、2026（令和 8）年は、第 5 期がん対策推進基本計画に向けた要望活動の開始時期にあたり、本年度の年次大会では第 4 期がん対策推進基本計画の進捗状況を踏まえながら、小児・思春期がん患者家族の抱える課題を改めて整理し、今後の政策提言に対する当事者参

画の機運を高める機会としたい。

- ・ 日程：2026年6月7日（日）
- ・ 開催場所：ヒューリックカンファレンス（浅草橋）
- ・ テーマ：「みんなで考えるがん対策」

～第4期がん対策推進基本計画の進捗と

第5期がん対策推進基本計画への政策提言に向けて～

⑤ 2026年度第31回がんの子どもを守る会公開シンポジウム及び絵画展等の実施（継続）

本年11月に横浜で開催される第68回日本小児血液・がん学会学術集会及び第24回日本小児がん看護学会学術集会と共同して、第31回がんの子どもを守る会公開シンポジウムを例年通り開催する。また、あわせて従来からの絵画展、チャリティイベント、その他の企画も実施する。

- ・ 日程：2026年11月12日（木）～14日（土）
- ・ 開催場所：パシフィコ横浜（ノース）
- ・ 学術集会テーマ：Cure Together, Support Together  
～みんなで治す、みんなで支える～

・ 3団体公開シンポジウム

座長：松本公一先生（第68回日本小児血液・がん学会学術集会会長・国立成育医療研究センター小児がんセンター長）

小川純子先生（第24回日本小児がん看護学会学術集会会長・淑徳大学看護栄養学部看護学科教授）

タイトル案：「こどもの当たり前を実現する多職種チーム作り（仮）」

**（5）アフラックペアレンツハウス（総合支援センター）等運営の安定化及び活性化の工夫**

①アフラックペアレンツハウスの運営

（宿泊施設と総合支援センター）

アフラックペアレンツハウス（3カ所）（以下、「ハウス」という。）については、当会の患者・家族支援の中心的な拠点との位置づけは変わらず、引き続き宿泊を含む全ての機能を利用者が満足して、また安心して利用いただけるような運営に努めるとともに、当会からの情報発信に加えアフラック生命保険(株)様の協力も得つつ、引き続きハウスの広報活動を進める。また、ハウスを総合支援センターとして一層有効利用し活性化していくかにつき、昨年度に職員全体で再確認し、年次大会で報告した以下の取り組みを進めていく。

- a.総合支援センターとして、より広い対象者に利用していただき必要な機能を十分に発揮するため、それを担う力を持った組織改善とマンパワーを確保する。
- b.宿泊、セミナールーム、ラウンジなどハウスの「利用率改善」が必要であり、そのための広い利用範囲と時代に沿うニーズ把握を積極的に進める。
- c.より多くの利用対象者にハウスを知って頂くために、SNSの活用、ホームページの改定を行い、広報活動を強化する。
- d.ソーシャルワーカーによる相談機能を更に充実していく。
- e.ボランティアの活用を向上し、一層円滑なハウス運営を実施していく。

(要員)

ハウスの運営にかかる要員の安定的確保に努めるとともに、運営体制のより実効的な体制構築・東京大阪の一層の情報共有化や教育研修を実施する。

(建物・設備)

建物・設備については、2024年度に浅草橋ハウスの空調設備全面更新、2025年に大阪ハウスの天井・外壁の長期修繕は終了しているものの、3ハウスのLED照明への切り替えは一部2026年度に持ち越している。

一方で各ハウスとも竣工から年数が経過しており、設備・機器等の劣化等による不具合で利用者に迷惑がかかることのないよう、また気持ちよく過ごしていただけるように営繕工事等を実施する予定である。引き続き建物、設備のメンテナンスに留意し、ハード面でも安定的なハウス運営を確保したい。

## ②あかつきハウスの運営

東京都中央区から賃借し、中央区の病院（主に国立がん研究センター中央病院及び聖路加国際病院）の小児がん患児・家族のための宿泊施設である「あかつきハウス」の運営を継続実施すると共に、利用者の利便性にも配慮する。

## **(6) 改正公益認定法を踏まえガバナンス強化や会計基準変更に対応した堅実な体制を構築し、その体制の運営に十分な要員を確保し、公益法人として事業継続性を確保する**

当会が事業計画に基づき今後も患児・家族及び経験者への支援活動を、持続的かつより積極的に推進していくために、以下のように当会の運営基盤（含む財務基盤）をさらに強化していくことを検討する。

- ①新公益法人制度見直しにあわせて、具体的には公益充実資金の創設、自律的ガバナンスの充実・強化、会計制度見直しへの対応等を確実に進めていく。既に公益充実資金については対応済みであり、自律的ガバナンスの充実・強化、会計制度見直しへの対応については前年度から外部アドバイザー等も巻き込んで検討を進めており、自律的ガバナンスについては今年度より順次実行に移しており、新会計基準については令和9年度(2027年度)から適応する計画としている。
- ②寄付についても、社会の変化（景気動向、デジタル化、ファンドレイジング手法拡大、遺贈等）も勘案して、個人・企業にお願いする寄付活動の進め方につき、前述広報活動強化とあわせて引き続き検討していく。
- ③会のサポーターである普通会員・賛助会員の方たちへ会報「のぞみ」による情報発信のみならず、様々な働きかけを工夫していきたい。また、新たな会員の募集等もあわせて会員組織の裾野を広げる検討を進めたい。
- ④前述のとおり、基盤システムリライト、パソコンのWindows11への切り替え、IT関係の一元管理によるセキュリティアップ等を実行してきているが、運用する職員等へのセキュリティ研修等も実施していきたい。
- ⑤事業の継続性及び推進力の確保のために人員増強と教育・研修の実施を行う。また、職員がより前向きに仕事に取り組めるように、引き続き運営面、制度面での見直しも含め、きめ細かく対応していく。

## II. 収益事業

### 1. 「グローリア初穂御殿山」(注)マンションの賃貸運営

遺贈により 1999 年に取得した敷地権付建物「グローリア初穂御殿山」マンション(一室)を賃貸する。その税引き後の剰余金は、公益事業に係る運営費用の一部に充当する。

(注) 「グローリア初穂御殿山」の概要

場所：東京都品川区北品川 5 丁目 459 番地 6 の 203

面積：マンション 2 階部分、床面積 41.63 m<sup>2</sup>

以上